

介護保険制度改正のお知らせ

令和3年8月から介護保険制度が改正されます

問い合わせ 介護保険課 介護保険係(☎内線370・371・372)

◆負担限度額認定制度

介護保険施設に入所、またはショートステイを利用した場合、居住費や食費は原則自己負担ですが、低所得者については、一定、負担が軽減されます。

令和3年8月から所得や預貯金などの対象者の要件、食費の限度額が変更となり、それまで負担軽減の対象であった人も、負担金額が上がる場合や負担軽減の対象とならない場合があります。

■居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

【令和3年7月まで(令和2年度分)】

利用者負担段階	預貯金等の資産の状況	食費	居住費			
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階		390円	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階		650円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

【令和3年8月から(令和3年度分)】

利用者負担段階	預貯金等の資産の状況	食費	居住費			
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階		390円(600円)	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階①		650円(1,000円)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円
第3段階②		1,360円(1,300円)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

注意

- ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
- 預貯金等の資産とは、有価証券など資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものも含まれます。また、世帯分離している配偶者の預貯金等の資産の状況も判断材料となります。
- 本人および世帯全員が住民税非課税でも、世帯を別にしていて配偶者が住民税課税の場合は負担軽減の対象となりません。

○申請の受付について

令和3年度分は、7月5日から、介護保険課(市役所1階7番窓口)にて申請を受け付けます。

◆高額介護サービス費

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計額が高額になり、下記の限度額を超えた場合、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

令和3年8月から「現役並み所得相当」の区分を細分化し、新たな限度額を設定しているため、それまで支給の対象となっていた人も、対象とならない場合があります。

■自己負担限度額(1月あたり)

【令和3年7月まで(令和2年度分)】

区分	限度額
現役並み所得相当(年収約383万円以上)	44,400円(世帯)
住民税課税世帯	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
世帯全員が住民税非課税で ・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額+課税所得金額が80万円以下など	15,000円(個人)
生活保護受給者など	15,000円(個人)

【令和3年8月から(令和3年度分)】

区分	限度額
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満	93,000円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満	44,400円(世帯)
住民税課税世帯	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
世帯全員が住民税非課税で ・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額+課税所得金額が80万円以下など	15,000円(個人)
生活保護受給者など	15,000円(個人)

注意① 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

○申請の受付について

高額介護サービス費に該当する人には「高額介護サービス費等支給申請書」を郵送しますので、申請してください。一度申請すると、それ以降は登録口座に自動的に払い戻します。